

令和 8 年度

旭川農業水利事業

河川協議資料作成その他業務

特 別 仕 様 書

東北農政局旭川農業水利事業所

第1章 総則

(適用範囲)

第1-1条

旭川農業水利事業河川協議資料作成その他業務の施行に当たっては、農林水産省農村振興局制定「設計業務共通仕様書」(以下、「共通仕様書」という。)によるほか、共通仕様書に対する特記及び追加事項は、本特別仕様書によるものとする。

(目的)

第1-2条

本業務は、国営旭川土地改良事業計画に基づき実施する改修工事に資するための協議資料作成及び対策工法の検討等を行うもので、具体的には、協議調整に伴う河川協議資料の精査、あいののダム導水トンネル対策工法の検討、旭川左岸幹線用水路対策工法の検討、建築物の補足設計を行うものである。

(場所)

第1-3条

本業務において対象とする場所は、秋田県横手市、大仙市であり、別紙1「位置図」に示すとおりである。

(低入札価格契約における第三者照査)

第1-4条

- 1 予算決算及び会計令(以下、「予決令」という。)第85条の基準に基づく価格(以下、「調査基準価格」という。)を下回る価格で契約した場合においては、受注者は「業務請負契約書第11条照査技術者」及び「共通仕様書第1-7条照査技術者及び照査の実施」については、受注者が自ら行う照査とは別に、受注者の責任において共通仕様書等を基本とする第三者の照査(以下、「第三者照査」という。)を実施しなければならない。
- 2 第三者照査の企業に要求される資格
 - (1) 予決令第98条において準用する予決令第70条及び第71条の規定に該当していないこと。
 - (2) 東北農政局において、令和7・8年度建設コンサルタントの一般競争(指名競争)参加資格の認定を受けていること。
 - (3) 東北農政局長から、建設コンサルタント業務等に関し指名停止を受けている期間中でないこと。
 - (4) 共通仕様書第1-30条守秘義務を遵守できるものであること。
 - (5) 中立的、公平な立場で照査が可能な者であること。なお、第三者照査を実施するものは受注者との関係において、以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。

ア 資本関係

(ア) 親会社と子会社の関係にある

(イ) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある

イ 人的関係

(ア) 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている

3 第三者照査を行う照査技術者に要求される資格

第三者照査を行う照査技術者は、受注者が配置する照査技術者と同等の能力と経験を有する以下の者であること。

- ・照査技術者と同等の同種又は類似業務実績を有する者
- ・照査技術者と同等の技術者資格を有する者

4 照査技術者の通知

受注者は、自ら行う照査の他に、第三者照査を行う照査技術者を定め発注者に通知するものとする。

5 照査計画

受注者は、第三者の照査方法については、自ら行う照査とあわせて業務計画書に照査計画として、具体的な照査時期、照査事項等を定めなければならない。

また、照査結果及び照査状況については、その都度監督職員に報告しなければならない。

6 報告書原稿作成段階時打合せへの立会い

特別仕様書第 4-1 条業務打合せに示す打合せのうち、報告書原稿作成段階での打合せ時には、第三者照査を行う照査技術者も立ち会うものとする。

7 第三者照査の照査技術者の AGRIS 登録

共通仕様書第 1-12 条の農業農村整備事業測量調査設計業務実績情報サービス（AGRIS）の登録に当たっては、第三者照査を行った照査技術者の実績登録は認めない。

8 契約不適合責任

引き渡された成果物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないものであるときは、業務請負契約書第 41 条のとおり、受注者に対し、成果物の修補又は代替物の引渡しによる履行の追完を請求することができるものであり、第三者照査を実施したものが責任を負うものではない。

（履行確実性評価の達成状況の確認）

第 1－5 条

本業務の受注にあたり、調査基準価格を下回る金額で受注した場合には、履行確実性評価の審査で提出した追加資料について、業務実施状況を踏まえた実施額に修正し、これを裏付ける資料とともに、業務完了検査時に提出するものとする。その上で、提出された資料をもとに以下の内容について履行確実性評価の達成状況を確認し、その結果を業務成績に反映させるものとする。

なお、業務完了検査時まで提出されない場合には以降の提出を受け付けず、業務成績評定に厳格に反映させるものとする。

- 1 審査項目 a) ～ c) において、審査時に比較して正当な理由なく必要額を下回った場合
- 2 審査項目 d) において、審査時に比較して正当な理由なく再委託額が下回った場合
- 3 その他、業務計画書等示された、実施体制、実施手順、工程計画が正当な理由なく異なる等、業務実施体制に関する問題が生じた場合
- 4 業務成果品のミス、不備 等

（一般事項）

第 1－6 条

業務請負契約書及び共通仕様書に示す以外の一般事項は、次のとおりである。

- 1 作業実施の順序、方法等は監督職員と密接な連絡を取り、作業の円滑な進捗を図るものとする。

- 2 作業に従事する技術者は、対象業務に十分な知識と経験を有したものとする。
- 3 受注者は常に業務内容を把握し、業務期間中にあっても監督職員が資料の提出を求めたときは、速やかにこれに応じるものとする。

(管理技術者)

第 1－7 条

管理技術者は、共通仕様書第 1－6 条 3 項によるものとし、農業土木技術管理士以外の資格に該当する技術部門・選択科目は次のとおりである。

資 格	技術部門	選択科目
技術士	総合技術監理	農業－農業土木 農業－農業農村工学
	農業	農業土木 農業農村工学
博士（農学）	－	－
シビルコンサルティングマネージャー	農業土木	－

(照査技術者)

第 1－8 条

- 1 照査技術者は、共通仕様書第 1－7 条第 2 項によるものとし、農業土木技術管理士以外の資格に該当する技術部門・選択科目は次のとおりである。

資 格	技術部門	選択科目
技術士	総合技術監理	農業－農業土木 農業－農業農村工学
	農業	農業土木 農業農村工学
博士（農学）	－	－
シビルコンサルティングマネージャー	農業土木	－

- 2 本業務における照査は、「設計業務照査の手引書（案）」（以下、「照査手引書」という。）に基づき実施する。

また、照査手引書に基づく照査により作成した資料は、共通仕様書第 1－7 条第 5 項に規定する報告書に含めて提出するものとする。

- 3 本業務の中で照査技術者は、管理技術者を兼務することはできない。

(担当技術者)

第 1－9 条

担当技術者は、共通仕様書第 1－8 条によるものとする。

本業務のうち第 3－1 条 作業項目 4. 建築物の補足設計の実施に当たっては、次の資格要件を有する担当者を適切に配置した体制とする。

- ・ 建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）による一級建築士又は二級建築士

(配置技術者の確認)

第 1－10 条

共通仕様書 1－11 条における業務組織計画の作成及び共通仕様書第 1－12 条に基づく技術者情報の登録に当たっては、次によるものとする。

- 1 受注者は、業務計画書の業務組織計画に配置技術者の所属・役職及び担当する業務分担を明確に記載するものとする。なお、変更業務計画書において、業務組織計画を変更する際も同様とする。
- 2 農業農村整備事業測量調査設計業務情報サービス (AGRIS) への技術者情報の登録は、業務計画書の業務組織計画において位置付けられた技術者を登録対象とする。

(保険加入)

第 1－11 条

受注者は、共通仕様書第 1－37 条に示されている保険に加入している旨を業務計画書に明示しなければならない。また、監督職員からの請求があった場合は、保険加入を証明する書類を提示しなければならない。

第 2 章 作業条件

(適用する図書)

第 2－1 条

設計作業の基本的事項に関しては、次の技術基準等を優先して適用するものとする。なお、他の図書を適用する場合は、監督職員の承諾を受けるものとする。

番号	名称	発行所	制定（改訂）年月
1	国営土地改良事業調査計画マニュアル	(社) 農業土木事業協会	平成 5 年 3 月
2	農業農村整備事業計画作成便覧	農業農村整備事業計画研究会	平成 15 年 8 月
3	土地改良事業計画設計基準・設計「頭首工」	(公社) 農業農村工学会	令和 6 年 3 月
4	土地改良事業計画設計基準・設計「水路トンネル」	(公社) 農業農村工学会	平成 26 年 3 月
5	土地改良事業計画設計基準・設計「水路工」	(公社) 農業農村工学会	平成 26 年 3 月
6	改訂 解説・河川管理施設等構造令	(社) 日本河川協会	平成 22 年 4 月
7	農業水利施設の機能保全の手引き	農林水産省農村振興局	令和 5 年 4 月
8	農業水利施設の機能保全の手引き「水路トンネル」	農林水産省農村振興局	平成 28 年 8 月

(貸与資料等)

第2-2条

本業務における貸与資料は次のとおりである。

① 協議調整に伴う河川協議資料の精査

分 類	貸 与 資 料	数 量
業務報告書	令和6年度 旭川農業水利事業 河川協議資料作成業務	1式

② あいののダム導水トンネル対策工法の検討

分 類	貸 与 資 料	数 量
業務報告書	平成27年度 国営かんがい排水事業全体実施設計 旭川地区全体実施設計書作成その他業務	1式

③ 旭川左岸幹線用水路対策工法の検討

分 類	貸 与 資 料	数 量
業務報告書	平成29年度 旭川農業水利事業 旭川左岸幹線用水路トンネル他調査測量設計業務	1式

④ 建築物の補足設計

分 類	貸 与 資 料	数 量
業務報告書	令和2年度 旭川農業水利事業 新一の堰頭首工実施設計業務	1式

上記資料のほか、監督職員との協議の結果、必要と認められた資料について貸与する。

(貸与資料等の取扱い)

第2-3条

第2-2条に示す貸与資料等の取扱いは、次のとおりとする。

- 1 貸与資料等の記載事項の解釈に疑義が生じた場合は、監督職員と協議するものとする。
- 2 貸与資料等は、原則として初回打合せ時に一括貸与するものとし、監督職員の請求があった場合のほか完了検査時に一括返納しなければならない。

第3章 作業内容

(作業項目及び数量)

第3-1条

1 作業項目及び数量

本業務における作業項目及び数量は、次の作業項目表のとおりである。

なお、詳細は、別紙2「作業項目内訳表」に示すものとする。

作 業 項 目	作業数量
1. 協議調整に伴う河川協議資料の精査	1式
2. あいののダム導水トンネル他対策工の検討	1式
3. 旭川左岸幹線用水路対策工法の検討	1式
4. 建築物の補足設計	1式

(作業の留意点)

第3-2条

- 1 作業を実施するにあたり、行政機関等からの資料を収集する場合は、事前に監督職員に通知するものとする。
- 2 設計に当たっては、造成される施設が必要な機能及び安全で所要の耐久性を有するとともに維持管理、施工性及び経済性について考慮しなければならない。
- 3 電算機を使用する場合は、計算手法及びアウトプット等の様式について事前に監督職員の承諾を得るものとする。
- 4 第2-1条及び第2-2条並びに共通仕様書に示す貸与資料等や受注者が有する資料等を参考にした場合は、その出典を明示するものとする。
- 5 施工上特に注意する点を特記する必要がある場合には、設計図面に記入するものとする。
- 6 設計・施工計画に影響する用地買収範囲、借地関係の資料は設計着手時に発注者から指示するので、これについて十分認識の上、作業を行うものとする。
- 7 当該業務で実施するコスト縮減対策の検討作業に関し、検討の視点、施策の提案内容及び比較検討の過程や結果等の成果については、報告書中に「コスト縮減対策」の章を別途設定し、取りまとめるものとする。なお、コスト縮減に関して新技術や新工法等の選定にあたっては、農業農村整備民間技術情報データベース（NNTD）及び新技術情報システム（NETIS）等を積極的に活用しなければならない。
 - ・農業農村整備民間技術情報データベース（NNTD）は、<https://www.nn-techinfo.jp> を参照。
 - ・新技術情報システム（NETIS）は <https://www.netis.mlit.go.jp/NETIS> を参照。
- 8 数量計算に当たっては、「工事工種の体系化」に基づき作成するものとする。なお、「工事工種の体系化」に該当しない工種や用語については、監督職員と協議するものとする。
 - ・「工事工種の体系化」は https://www.maff.go.jp/j/nousin/seko/kouzi_kousyu/ を参照。
- 9 作業にあたっては、作業の順序、方法、作業内容の詳細について監督職員と十分な打合せを行い、作業の円滑な進捗を図るものとする。

(業務の成果品質確保対策)

第3-3条

契約後業務着手時及び最終打合せ時において、受発注者間の設計方針、条件等の確認の場として、次の会議を設置するので、管理技術者等の受注者代表は、次の事項及び「業務の成果品質確保対策」（<https://www.maff.go.jp/j/nousin/seko/pdf/gyomu.pdf>）を十分に理解の上、対応するものとする。

1 業務確認会議

業務着手時に、管理技術者・担当技術者並びに事業所長、次長、担当課長、主任監督員（主催）、監督員及び工事担当者等が、設計方針、条件等の確認を一堂に会して実施することにより、業務の円滑な推進と成果物の品質確保を図るものとする。

（1）業務確認会議とは、発注者及び受注者が集まり、次の事項について確認を行う会議を開催するものである。なお、確認事項については変更する場合がある。

ア 業務実施条件

イ 業務計画の妥当性

ウ 設計変更内容

エ その他必要な事項

- (2) 会議の開催については、監督員が指示するものとする。なお、開催時期の変更、開催回数の追加が必要な場合は、監督員と協議するものとし、規定の打合せ時以外に開催する場合の費用については、必要に応じ設計変更で計上する。

2 合同現地踏査

管理技術者・担当技術者並びに事業所長、次長、主任監督員（主催）、監督員、工事担当者等が、必要に応じて合同で現地踏査を行うことにより、設計条件や施工の留意点、関連事業の情報、設計方針の明確化等、情報共有を図るものとする。

3 照査の確実な実施

業務の最終打合せ時において、成果物のうち照査報告書については、照査を実施した照査技術者自身による報告を原則とする。また、最終打合せ時以外にあっても、必要に応じて、照査技術者自身からの照査報告を実施できるものとする。

- 4 当該業務成果による工事発注の際に、別途工事の受発注者が当該工事に対する「工事の施工効率向上対策」(<https://www.maff.go.jp/j/nousin/sekkei/attach/pdf/index-205.pdf>) による工事円滑化会議及び設計変更確認会議を開催することとしており、同会議に出席要請があった場合には応じるものとする。なお、出席に必要な経費については、別途契約により対応することとする。

- 5 業務確認会議において確認した事項については、業務確認会議記録簿に記録し、相互に確認するものとする。

(業務写真における黒板情報の電子化)

第3－4条

黒板情報の電子化は、被写体画像の撮影と同時に業務写真における黒板の記載情報の電子的記入を行うことにより、現場撮影の省力化、写真整理の効率化を図るものである。受注者は、業務契約後に監督職員の承諾を得たうえで黒板情報の電子化を行うことができる。黒板情報の電子化を行う場合、受注者は、以下の1から4によりこれを実施するものとする。

1 使用する機器・ソフトウェア

受注者は、黒板情報の電子化に必要な機器・ソフトウェア等（以下、「機器等」という。）は、電子的記入ができるもので、かつ「電子政府における調達のために参照すべき暗号のリスト(CRYPTREC 暗号リスト)」(URL「<https://www.cryptrec.go.jp/list.html>」)に記載する基準を用いた信憑性確認機能（改ざん検知機能）を有するものを使用するものとする。

2 機器等の導入

- (1) 黒板情報の電子化に必要な機器等は、受注者が準備するものとする。
- (2) 受注者は、黒板情報の電子化に必要な機器等を選定し、監督職員の承諾を得なければならない。

3 黒板情報の電子的記入に関する取扱い

- (1) 受注者は、1の機器等を用いて業務写真を撮影する場合は、被写体と黒板情報を電子画像として同時に記録してもよいこととする。

(2) 本業務の業務写真の取扱いは、「電子化写真データの作成要領（案）」によるものとする。なお、上記（1）に示す黒板情報の電子的記入については、「電子化写真データの作成要領（案）6 写真編集等」に示す「写真編集」には該当しないものとする。

(3) 黒板情報の電子化を適用する場合は、従来型の黒板を写し込んだ写真を撮影する必要はない。

4 写真の納品

受注者は、3に示す黒板情報の電子化を行った写真を、業務完了時に発注者へ納品するものとする。

なお、受注者は納品時に（一社）施工管理ソフトウェア産業協会（<https://www.jcomsia.org/kokuban/>）のチェックシステム（信憑性チェックツール）又はチェックシステム（信憑性チェックツール）を搭載した写真管理ソフトウェアを用いて、黒板情報を電子化した写真の信憑性確認を行い、その結果を監督職員へ提出するものとする。

5 費用

機器等の導入に要する費用は、従来の黒板に代わるものであり、直接経費に含まれる。

第4章 打合せ

（打合せ）

第4－1条

共通仕様書第1－10条による打合せについては、主として次の段階で行うものとする。

また、初回及び最終回の打合せには管理技術者が出席するものとする。

区分		作業段階
初回		作業着手の段階
第2回	中間打合せ	対策工法検討の現地方針（案）策定段階 建築物の補足設計方針（案）策定段階
第3回	中間打合せ	対策工法の検討とりまとめ完了段階 建築確認申請図書（案）の策定段階
第4回	中間打合せ	河川協議資料とりまとめ完了段階 建築物の補足設計とりまとめ完了段階
最終回		報告書原稿作成段階

業務を適正かつ円滑に実施するために、受注者の業務担当は、業務打合せ記録簿を作成し、上記の打合せの都度、内容について監督職員と相互に確認するものとする。

ただし、調査基準価格を下回る価格で契約した場合には、上記に定める打合せを含め、受注者の責により管理技術者の立ち会いの上で打合せ等を行うこととし、設計変更の対象とはしない。

その際、管理技術者は、設計共通仕様書第1－11条に定める業務計画書に基づく業務工程等の管理状況を報告しなければならない。

また、管理技術者は屋外で行う調査の実施に際して現場に常駐するとともに、作業日毎に業務の内容を監督職員に報告しなければならない。なお、管理技術者が現場での常駐場所を定めた場合、あるいは変更した場合は監督職員に報告することとする。

第5章 成果物

(成果物の提出)

第5－1条

成果物を共通仕様書第1章第1－17条に基づき作成し、次のものを提出しなければならない。

1 成果物の電子媒体（CD-R等）正副各1部

このほか、この成果物に含まれる個人情報等の不開示情報について、その該当箇所を黒塗り等にする措置を行い、電子媒体（CD-R等）により別途1部提出するものとする。

2 成果物の出力 1部（電子媒体の出力、市販のファイル綴じで可）

なお、前記で黒塗り等の措置を行った成果物の出力は不要とする。

(成果物の提出先)

第5－2条

成果物の提出先は、次のとおりとする。

秋田県横手市本町2番9号（横手法務合同庁舎1階）

東北農政局旭川農業水利事業所

第6章 契約変更

(契約変更)

第6－1条

業務請負契約書第17条から20条に規定する発注者と受注者による協議事項は、次のとおりとする。

1 第3－1条に示す「作業項目及び数量」に変更が生じた場合

2 第4－1条に示す「打合せ」に変更が生じた場合

3 第5－1条に示す「成果物」に変更が生じた場合

4 履行期間の変更が生じた場合

5 関係機関等対外的協議等により設計計画等に変更が生じた場合

6 その他

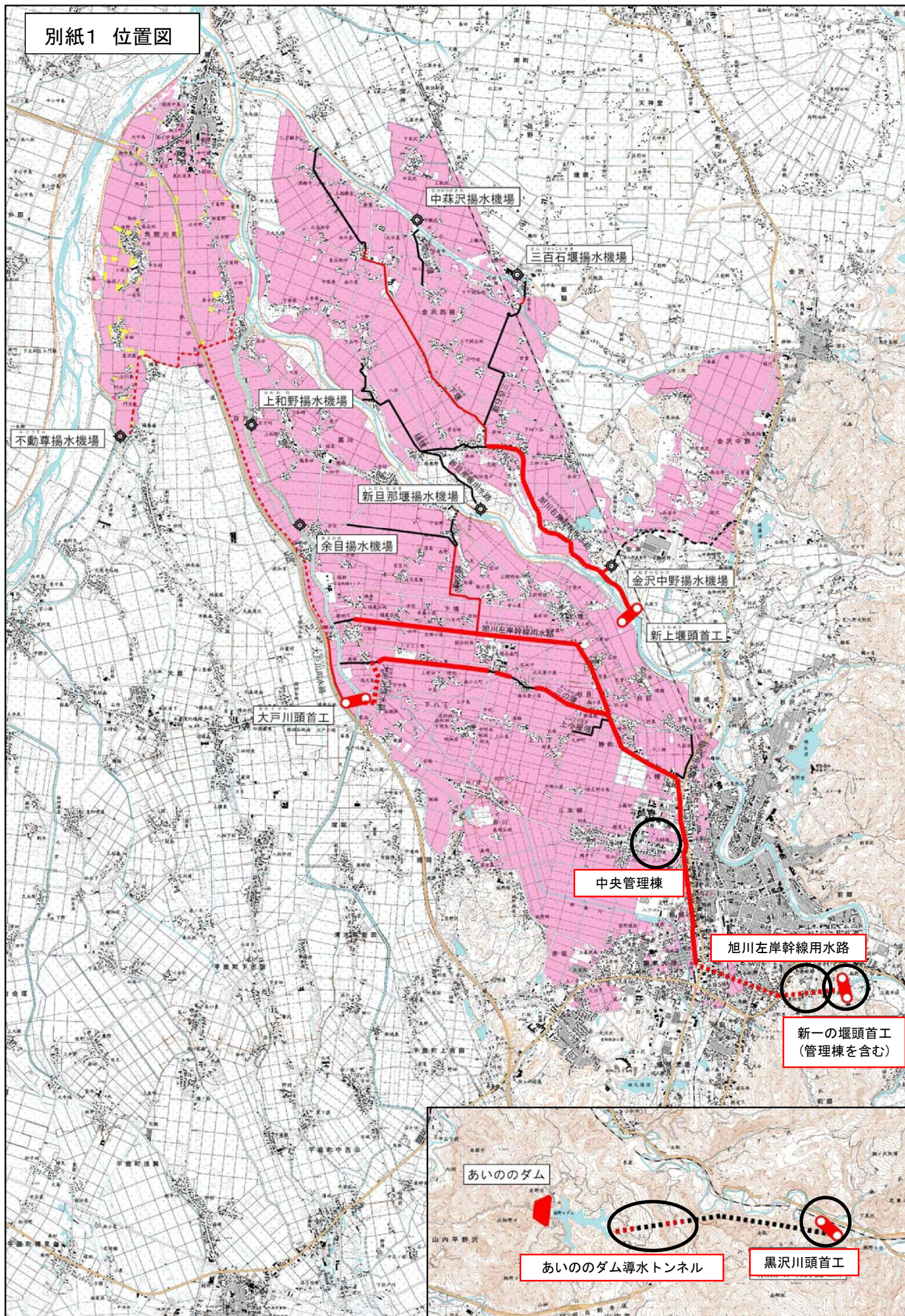
第7章 定めなき事項

(定めなき事項)

第7－1条

本特別仕様書に定めなき事項又は本業務の実施に当たり疑義が生じた場合は、必要に応じて監督職員と協議するものとする。

別紙1 位置図



【作業項目内訳表（１．協議調整に伴う河川協議資料の精査）】

作 業 項 目	作 業 内 容	作業 実施欄
１．資料の検討	業務実施のための貸与資料を整理し、内容を把握するとともに、作業計画を樹立する。	○
２．協議調整に伴う河川協議資料の精査	過年度に作成した河川法第24条及び第26条第１項に関する協議図書全般について、発注者が行う河川管理者との協議調整に伴う軽微な修正等（改修計画工法の見直し、構造計算や不等流計算などは含まない）を行う。 (対象施設) ・黒沢川頭首工、新一の堰頭首工、布晒揚水機場、東部揚水機場	○
３．点検とりまとめ	成果物について点検、とりまとめを行い、業務報告書を作成する。	○

【作業項目内訳表（２．あいののダム導水トンネル他対策工法の検討）】

作 業 項 目	数 量	作業 実施欄
１．現地調査	現在の導水トンネル他の状況について、現地調査を行う。	○
２．資料の検討	過年度報告書の機能診断結果、対策工法の内容を把握する。	○
３．対策工法の照査	過年度報告書を基に、本業務で実施する現地調査により、対策工法の照査を行う。	○
４．照査	照査計画に基づき、業務の節目毎に照査を実施し、照査報告書の作成を行う。	○
５．点検とりまとめ	成果物について点検、とりまとめを行い、業務報告書を作成する。	○

【作業項目内訳表（３．旭川左岸幹線用水路対策工法の検討）】

作 業 項 目	数 量	作業 実施欄
１．現地調査	現在の旭川左岸幹線用水路状況について、現地調査を行う。	○
２．資料の検討	過年度報告書の機能診断結果、対策工法の内容を把握する。	○
３．対策工法の照査	過年度報告書を基に、本業務で実施する現地調査により、対策工法の照査を行う。	○
４．照査	照査計画に基づき、業務の節目毎に照査を実施し、照査報告書の作成を行う。	○
５．点検とりまとめ	成果物について点検、とりまとめを行い、業務報告書を作成する。	○

【作業項目内訳表（４．建築物の補足設計）】

作 業 項 目	数 量	作業 実施欄
1. 法令上の諸条件の調査及び関係機関との打合せ資料の作成		
1-1 法令上の諸条件の調査	建築物の建築に関する法令及び条例上の制約条件について、上記１資料の検討の内容に即した詳細な調査を行う。	○
1-2 建築確認申請に係る関係機関との打合せ資料の作成	実施設計に必要な範囲で、建築確認申請を行うために必要な事項について、関係機関との事前確認に必要となる打合せ資料の作成を行う。 (資料作成後の内容説明打合せ：１回)	○
2. 建築物の補足設計		
2-1 補足設計	過年度に実施している実施設計に基づき、関係機関との事前打合せ内容等を踏まえ、工事施工者が施工すべき建築物及びその細部の形状、寸法、仕様、工事材料、設備機器等の種別、品質及び特に指定する必要がある施工に関する情報（工法、工事監理の方法、施工管理に方法等）に係る補足的な検討等を行う。 (対象施設) ・中央管理棟、新一の堰頭首工管理棟、布晒揚水機場（撤去）	○
2-2 建築確認申請図書の作成	関係機関との事前打合せ等を踏まえた実施設計内容に基づき、必要な建築確認申請図書を作成する。 なお、建築物省エネ法の適合に係る資料作成を含む。	○
2-3 概算工事費の算定	補足設計に基づき、当該実施設計図書に基づく建築工事に係る概算工事費（工事費内訳明細書、数量調書等を除く）を算定する。	○
2-4 積算資料作成	積算数量算出書の作成、単価作成資料の作成、見積徴取及び見積検討資料を作成する。	○